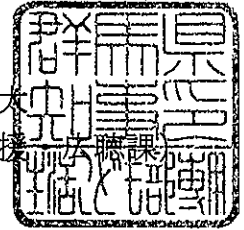


令和2年9月18日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事  
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一本  
(生活こども部県民活動支援課)



11月末までの催物の開催制限等について (依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

標記について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から事務連絡がありましたのでお知らせします。

なお、当該事務連絡におけるイベントの開催制限の緩和は、令和2年9月19日からとされていますが、本県においては、県内の感染状況等を鑑み、新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて、緩和の時期を別途検討することとなりましたので、申し添えます。

また、当該事務連絡の中で、別紙3及び別紙4の内容が各業界団体の業種別ガイドラインに担保されていることが開催制限緩和の条件として挙げられています。

貴団体におかれましては、当該事務連絡の内容について、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただくほか、貴団体における業種別ガイドラインがある場合には、当該事務連絡の内容に沿った変更・追記など行っていただきますようお願いいたします。

《添付資料》

令和2年9月11日付け 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長  
「11月末までの催物の開催制限等について」

担当：公益法人係 前川 山下 内藤  
TEL：027-226-2148  
FAX：027-223-2944  
mail：maekawa-koz@pref.gunma.lg.jp